

条件付一般競争入札

次のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

2026年10月22日

東京都町田市長 稲垣康治

1. 工事件名	都市計画道路3・4・19号線（矢部）橋梁架替工事
2. 工事場所	町田市矢部町及び相模原市中央区淵野辺本町一丁目地内
3. 業 種	一般土木工事
4. 工 期	契約確定日から2030年1月21日まで
5. 工事概要	<p>○上部工事 1期施工 合成床板橋 $M=49.643\text{ t}$</p> <p>○下部・護岸工事 1期施工 既設橋撤去工 $N=一式$ 逆T式橋台工（A1） $V=227\text{ m}^3$ 逆T式橋台工（A2） $V=217\text{ m}^3$</p> <p>○上部工事 2期施工 合成床板橋 $M=35.281\text{ t}$</p> <p>○下部・護岸工事 2期施工 逆T式橋台工（A1） $V=125\text{ m}^3$ 逆T式橋台工（A2） $V=121\text{ m}^3$</p> <p>○道路工事 アスファルト舗装工 $A=551\text{ m}^2$ 外</p>
6. 施工条件等	本件は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき分別解体等及び特定資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
7. 現場代理人の兼任	原則として他工事との現場代理人の兼任を認めない。
8. 配置予定技術者について	原則として他工事との技術者の兼務を認めない。 また、配置予定技術者について「配置予定技術者調書」を後記14に基づき提出すること。
9. 予定価格	1, 132, 155, 200円（消費税含む）
10. 最低制限価格	予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲において設定する。 最低制限価格は事後公表とする。ただし、落札者がいないときは公表しない。
11. 入札参加資格	<p>本件は（Ⅰ）単体企業または（Ⅱ）特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による施工とする。</p> <p>共同企業体で入札参加を希望する者は、自主的に共同企業体を結成すること。なお、共同企業体の名称は、共同企業体が特定できる名称を付すること。</p> <p>（Ⅰ）単体企業の要件</p> <p>入札に参加できる者は次に掲げる要件の全てに該当する者とする。</p> <p>（１） 町田市の建設工事等競争入札参加資格者名簿に、申請業種が「一般土木工事」で登録されていること。ただし、登録有効期限が10月31日の事業者については、本件の参加資格確認申請書の提出期限日までに電子調達サービスによる競争入札参加資格継続申請を行い、かつ</p>

審査自治体の承認を得ていること。

- (2) 町田市入札参加資格停止措置要綱（昭和62年5月1日適用）による入札参加資格停止措置又は町田市契約における暴力団排除措置要綱（平成21年12月1日施行）による入札参加資格停止措置の措置期間中でないこと。また、建設業法に基づく営業停止処分期間中でないこと。
- (3) 「土木工事業」若しくは「とび・土工工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (4) 現に有効な経営事項審査結果通知書（以下「経審」という。）における「土木一式」「とび・土工・コンクリート」「ほ装」「水道施設」のうち最も高い総合評定値（P）が1150点以上であること。
なおこの場合の総合評定値は、本件の入札参加資格確認申請日時点で有効である、電子調達サービスの競争入札参加資格申請の際に使用した経審の総合評定値とする。
- (5) 元請人として日本国内で施工した工事で、下記のとおり下部工を含む橋りょう工事の完工実績を有すること。ただし、歩道橋の工事、補強及び補修工事、建設業法別表第一に規定する建築一式工事として請け負った工事は除く。
- ① 町田市内に本店を有する者：
2016年4月1日以降に引渡しを完了した工事のうち、最終契約金額（消費税含む）が370,000,000円以上
- ② 上記以外の者：
2021年4月1日以降に引渡しを完了した工事のうち、最終契約金額（消費税含む）が1,132,000,000円以上
- (6) 電子調達サービスを利用するために有効な電子証明書を取得していること。
- (7) 本件に入札参加を希望する共同企業体の構成員でないこと。

（Ⅱ）共同企業体の要件

- (1) 共同企業体は代表者となる第1位構成員と第2位構成員の2者、または代表者となる第1位構成員と第2位構成員と第3位構成員の3者で結成すること。構成員の出資比率は、構成員の数が2者の共同企業体については、それぞれ10分の3以上とし、代表者の出資比率は他の構成員の出資比率を上回るものであること。構成員の数が3者の共同企業体については、それぞれ10分の2以上とし、代表者の出資比率は他の構成員の出資比率を上回るものであること。
- (2) 共同企業体の構成員が、次に掲げるアまたはイのいずれかの要件を全て満たす者であること。

ア.【代表者となる第1位構成員と第2位構成員の2者による共同企業体の構成員の要件】

A.【全ての構成員に共通の要件】

- ① 町田市の建設工事等競争入札参加資格者名簿に、申請業種が「一般土木工事」で登録されていること。ただし、登録有効期限が10月31

日の事業者については、本件の参加資格確認申請書の提出期限日までに電子調達サービスによる競争入札参加資格継続申請を行い、かつ審査自治体の承認を得ていること。

- ② 町田市入札参加資格停止措置要綱（昭和62年5月1日適用）による入札参加資格停止措置又は町田市契約における暴力団排除措置要綱（平成21年12月1日施行）による入札参加資格停止措置の措置期間中でないこと。また、建設業法に基づく営業停止処分期間中でないこと。
- ③ 「土木工事業」若しくは「とび・土工工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ④ 現に有効な経審における「土木一式」「とび・土工・コンクリート」「ほ装」「水道施設」のいずれかの総合評定値（P）を取得していること。
- ⑤ 電子調達サービスを利用するために有効な電子証明書を取得していること。
- ⑥ 本件に入札参加を希望する単体企業または他の共同企業体の構成員でないこと。

B. [代表者となる第1位構成員の要件]

- ① 元請人として日本国内で施工した工事で、2021年4月1日以降に引渡しを完了した工事のうち、最終契約金額（消費税含む）が1,132,000,000円以上である下部工を含む橋りょう工事の完工実績を有すること。ただし、歩道橋の工事、補強及び補修工事、建設業法別表第一に規定する建築一式工事として請け負った工事は除く。
- ② 経審の「土木一式」「とび・土工・コンクリート」「ほ装」「水道施設」のうち最も高い総合評定値（P）が1150点以上であること。なおこの場合の総合評定値は、本件の入札参加資格確認申請日時点で有効である、電子調達サービスの競争入札参加資格申請の際に使用した経審の総合評定値とする。

C. [第2位構成員の要件]

- ① 町田市内に本店又は契約の代理人としている営業所を有していること。なお、町田市内に契約の代理人としている営業所を有している場合、当該営業所が町田市の建設工事等競争入札参加資格者名簿に、申請業種「一般土木工事」で登録されていること。
- ② 元請人として日本国内で施工した工事で、下記のと通りの土木一式工事の完工実績を有すること。
 - （i） 町田市内に本店を有する者：
2016年4月1日以降に引渡しを完了した工事のうち、最終契約金額（消費税含む）が111,000,000円以上
 - （ii） 町田市内に契約の代理人としている営業所を有する者：
2021年4月1日以降に引渡しを完了した工事のうち、最終契約金額（消費税含む）が339,000,000円以上

- ③ 経審の「土木一式」「とび・土工・コンクリート」「ほ装」「水道施設」のうち最も高い総合評定値（P）が650点以上であること。なおこの場合の総合評定値は、本件の入札参加資格確認申請日時時点で有効である、電子調達サービスの競争入札参加資格申請の際に使用した経審の総合評定値とする。
- ④ 本件の入札参加資格確認申請日時時点で有効である、電子調達サービスの競争入札参加資格申請をした際の資本金の額または出資の総額が3億円以下であること、若しくは常時使用する従業員の数が300人以下であること。

イ.【代表者となる第1位構成員と第2位構成員と第3位構成員の3者による共同企業体の構成員の要件】

A.【全ての構成員に共通の要件】

- ① 町田市の建設工事等競争入札参加資格者名簿に、申請業種が「一般土木工事」で登録されていること。ただし、登録有効期限が10月31日の事業者については、本件の参加資格確認申請書の提出期限日までに電子調達サービスによる競争入札参加資格継続申請を行い、かつ審査自治体の承認を得ていること。
- ② 町田市入札参加資格停止措置要綱（昭和62年5月1日適用）による入札参加資格停止措置又は町田市契約における暴力団排除措置要綱（平成21年12月1日施行）による入札参加資格停止措置の措置期間中でないこと。また、建設業法に基づく営業停止処分期間中でないこと。
- ③ 「土木工事業」若しくは「とび・土工工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ④ 現に有効な経審における「土木一式」「とび・土工・コンクリート」「ほ装」「水道施設」のいずれかの総合評定値（P）を取得していること。
- ⑤ 電子調達サービスを利用するために有効な電子証明書を取得していること。
- ⑥ 本件に入札参加を希望する単体企業または他の共同企業体の構成員でないこと。

B.【代表者となる第1位構成員の要件】

- ① 元請人として日本国内で施工した工事で、2021年4月1日以降に引渡しを完了した工事のうち、最終契約金額（消費税含む）が1,132,000,000円以上である下部工を含む橋りょう工事の完工実績を有すること。ただし、歩道橋の工事、補強及び補修工事、建設業法別表第一に規定する建築一式工事として請け負った工事は除く。
- ② 経審の「土木一式」「とび・土工・コンクリート」「ほ装」「水道施設」のうち最も高い総合評定値（P）が1150点以上であること。なおこの場合の総合評定値は、本件の入札参加資格確認申請日時時点で有効である、電子調達サービスの競争入札参加資格申請の際に使用した経

	<p>審の総合評定値とする。</p> <p>C. [第2位構成員、第3位構成員の要件]</p> <p>① 町田市内に本店又は契約の代理人としている営業所を有していること。なお、町田市内に契約の代理人としている営業所を有している場合、当該営業所が町田市の建設工事等競争入札参加資格者名簿に、申請業種「一般土木工事」で登録されていること。</p> <p>② 元請人として日本国内で施工した工事で、下記のと通りの土木一式工事の完工実績を有すること。</p> <p>（i）町田市内に本店を有する者：</p> <p>2016年4月1日以降に引渡しを完了した工事のうち、最終契約金額（消費税含む）が74,000,000円以上</p> <p>（ii）町田市内に契約の代理人としている営業所を有する者：</p> <p>2021年4月1日以降に引渡しを完了した工事のうち、最終契約金額（消費税含む）が226,000,000円以上</p> <p>③ 経審の「土木一式」「とび・土工・コンクリート」「ほ装」「水道施設」のうち最も高い総合評定値（P）が650点以上であること。なおこの場合の総合評定値は、本件の入札参加資格確認申請日時時点で有効である、電子調達サービスの競争入札参加資格申請の際に使用した経審の総合評定値とする。</p> <p>④ 本件の入札参加資格確認申請日時時点で有効である、電子調達サービスの競争入札参加資格申請をした際の資本金の額または出資の総額が3億円以下であること、若しくは常時使用する従業員の数が300人以下であること。</p>
12. 設計図書及び契約条項の閲覧	<p>＜設計図書の閲覧＞</p> <p>（1）閲覧は電子データを貸与する方法で行うものとし、対象者は、次の①②③④⑤のいずれかを全て満たすものとする。</p> <p>① 前記11（I）の（1）（2）（3）（4）</p> <p>② 前記11（II）-（2）-ア-Aの①②③、（II）-（2）-ア-Bの②</p> <p>③ 前記11（II）-（2）-ア-Aの①②③、（II）-（2）-ア-Cの①③④</p> <p>④ 前記11（II）-（2）-イ-Aの①②③、（II）-（2）-イ-Bの②</p> <p>⑤ 前記11（II）-（2）-イ-Aの①②③、（II）-（2）-イ-Cの①③④</p> <p>（2）貸与の申込方法等は次のとおりとする。</p> <p>申込期間：公告日から2026年11月2日16時00分まで</p> <p>申込方法：記名した貸与申請書を以下のいずれかの方法により提出すること。貸与申請書は電子入札サービスの発注案件情報でダウンロードすること。</p> <p>①後記14の「一般競争入札参加資格確認申請書」を提出する際に、添付書類として提出する。</p> <p>②電子メールで財務部契約課へ提出し、申込後に電話にて連絡する。</p> <p>提出先メールアドレス：e-cho_02@city.machida.tokyo.jp</p> <p>貸与方法：貸与申請書に記入した申請メールアドレス宛（電子調達サービスに登録したメールアドレスとする）に「設計図書の貸与通知</p>

	<p>書」を通知する。通知書記載のURLより設計図書をダウンロードすること。なお、ダウンロード期間は2026年11月4日16時00分までとする。</p> <p>※貸与した設計図書は、本件に関する入札及び契約以外の目的で利用及び使用することを禁止する。貸与した設計図書は落札者決定後又は、後記16で入札参加資格が無となった場合は速やかに消去すること。</p> <p>＜契約条項の閲覧＞</p> <p>閲覧場所：財務部契約課（町田市庁舎5階）</p> <p>閲覧期間：公告日から2026年11月4日16時00分まで</p> <p>申込方法：2026年11月2日16時00分までに契約課に電話（042-724-2110）にて申し込みを行うこと。</p>
13. 電子入札サービスの利用	<p>本件は電子入札サービスにより入札を行う。入札参加希望者は利用規約を熟読した上で入札手続を行うこと。</p> <p>※電子入札サービス上、本件（単体企業、共同企業体の混合入札案件）は、「JV 案件」としてではなく「単体案件」として登録をしている。共同企業体で本件に入札参加資格確認申請を行う場合でも、電子入札の手続きは、共同企業体の代表者（単体）の認証で行うこと。</p>
14. 申請方法	<p>（1）「一般競争入札参加資格確認申請書」を電子入札サービスにより送信すること。その際、指定様式の「工事实績調書」及び「配置予定技術者調書」を添付すること。なお、共同企業体で入札参加資格確認申請を行った場合は、「配置予定技術者調書」は、全ての構成員に関して提出すること。</p> <p>（2）「工事实績調書」に記載した施工実績を証明する書類を提出すること。施工実績を証明する書類は次のいずれかとする。ただし、実績工事が町田市発注の場合は提出不要である。</p> <p>（ア）契約書等の工事件名、契約金額、履行期限、契約者名を確認できる部分の写し。</p> <p>変更契約がある場合は変更契約分も含む。また、工事件名から工事の種類等が判断できない場合は、工事内容が分かる部分の写しを追加すること。</p> <p>（イ）CORINS 工事カルテ及び技術データ</p> <p>※以下（3）（4）は、共同企業体で入札参加資格確認申請をする場合にのみ上記（1）（2）に加え必要な書類である。</p> <p>（3）指定様式の「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」及び「委任状（A）」を、上記（1）（2）を提出した後に、契約課に持参し提出すること。提出の際は各構成員の「受付票（電子調達サービスによる）」（原本）を提示すること。</p> <p>（4）共同企業体の代表者が、本件の入札参加資格確認申請日時点で有効である電子調達サービスの競争入札参加資格申請の際に代理人を置いている場合は、指定様式の「委任状（B）」を上記（3）と一緒に契約課に持参し提出すること。</p> <p>※（1）（3）（4）の指定様式は、電子入札サービスの発注案件情報からダウンロードすること。</p> <p>（5）原則として技術者の変更をすることは出来ず、希望申請時に提出した</p>

	「配置予定技術者調書」の技術者と受注後に配置する技術者は同一であるものとする。希望申請時と異なる技術者の配置をせざるを得ない場合は、開札時まで「配置予定技術者調書」の再提出をすること。
15. 申請書提出期限	2026年11月4日16時00分
16. 入札参加資格確認結果の通知	<p>入札参加資格の有無を電子入札サービスの「入札参加資格確認結果通知書」にて、2026年11月6日17時00分までに通知する。共同企業体で入札参加資格確認申請を行った場合は、共同企業体の代表者（単体）宛てに通知する。</p> <p>ただし、入札参加資格者と認定された後に入札参加資格要件を欠くこととなった場合は、入札参加資格を喪失する。</p>
17. 設計図書の貸与	<p>前記16により入札参加資格「有」の通知を受領した者は、電子入札サービスにより設計図書等をダウンロードすることが可能となる。「発注図書等受領」でダウンロードすること。</p> <p>※本件に関する入札及び契約以外の目的での設計図書の利用を禁止する。設計図書等の電子データは落札者決定後、速やかに消去すること。</p>
18. 質疑応答	<p>提出期限：2026年11月18日12時00分</p> <p>提出方法：電子入札サービス</p> <p>※質疑がある場合は指定様式「質疑書」へ質疑内容を入力し、ファイルを添付すること。その際会社名は記載しないこと。なお、「質疑書」は電子入札サービスの「発注図書等受領」でダウンロードすること。</p> <p>回答日：2026年11月24日17時00分まで</p>
19. 入札方法	電子入札
20. 入札時添付ファイル	入札書提出時に指定様式の「工事費内訳書」を添付すること。工事費内訳書の様式は「発注図書等受領」でダウンロードできる。
21. 入札書提出期限	2026年12月23日16時00分
22. 開 札	<p>日時：2026年12月24日10時30分</p> <p>場所：電子入札サービス</p>
23. 入札回数	1回
24. 入札保証金	免除
25. 最低入札参加者数	1者
26. 落札者の決定	<p>予定価格及び最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、落札者宛てに電子入札サービスで通知する。落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、入札書作成時に入力した「くじ番号」によるくじで落札者を決定する。</p>
27. 入札の無効	<p>次の各号の一に該当する入札及び明らかに連合によると認められる入札は、これを無効とする。</p> <p>(1) 入札に参加する資格のない者のした入札。</p> <p>(2) 入札書が提出締切日時までに、電子調達サービスのサーバーに到達しないもの。</p> <p>(3) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印に相当する電磁的記録がなされていないもの。</p> <p>(4) 電子調達サービスの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した入札。</p>

	<p>(5) 電子調達サービスにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は不要な項目を入力した入札。</p> <p>(6) 電子調達サービスの不正利用及び電子証明書の不正使用により行った入札。</p> <p>(7) 予定価格を超える金額での入札。</p>
28. 入札の中止等	「入札参加者の心得〔電子入札用〕」第14条の各号に該当するときは、入札を延期又は中止することがある。
29. 契約の締結	本件は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月町田市条例第3号）」第2条の規定に基づき町田市議会の議決を要するため、市議会（2027年3月）で可決された後に契約を締結するものとする。そのため、落札者とはその間仮契約を結ぶものとする。
30. 契約保証金	契約金額の10分の1以上の契約保証金の納付又は町田市契約事務規則第34条に規定する担保とする。ただし、同規則第33条第1号及び第2号に規定する保険契約又は保証契約を締結した場合は免除する。
31. 前払金	契約金額の10分の4以内（1000円単位）とする。なお、前払金の申請は2027年4月1日以降とする。
32. 中間前払金	前払金の支払いを行った工事について、契約金額の10分の2以内（1000円単位）とする。ただし、中間前払金は予算の範囲内で支払うものとする。
33. 部分払	なし
34. その他の留意事項	<p>(1) 前各号に定めるもののほか、「町田市契約事務規則」「町田市工事請負契約の入札手続に関する要領」及び「入札参加者の心得〔電子入札用〕」の定めるところによる。</p> <p>(2) 落札者が契約締結までに入札参加資格要件のいずれかの要件を欠くこととなったときは、契約の締結はできない。</p> <p>(3) 契約金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。</p> <p>(4) 落札者は、仮契約を締結する前に、現に有効な「土木工事業」若しくは「とび・土工工事業」に係る「特定建設業の許可について（通知）」の写し又は、現に有効な「土木工事業」若しくは「とび・土工工事業」に係る特定建設業の「建設業許可証明書」の写しを提出すること。提出時点において、「土木工事業」若しくは「とび・土工工事業」に係る特定建設業許可の更新申請手続き中の場合は、更新の申請書の写しについても提出すること。また、本契約を締結する時点において、「土木工事業」若しくは「とび・土工工事業」工事業に係る特定建設業許可の更新申請手続き中の場合は、更新の申請書の写しを提出すること。</p> <p>共同企業体が落札者である場合は、全ての構成員に関して提出すること。</p> <p>(5) 配置予定技術者は本件工事の専任となる。配置予定技術者は、本件入札参加資格確認申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係がある者としてすること。また、共同企業体が落札者である場合は、各構成員それぞれが、配置予定技術者を本件工事の専任として配置することとなる。各構成員の配置予定技術者は、本件入札参加資格確認申請日以前にその技術者を配置した構成員と3ヶ月以上の雇用関係がある者としてすること。</p>

	<p>落札者は配置予定技術者の雇用関係が確認できる書類の写し（住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、雇用証明書等）を提示すること。なお、提示する資料は、交付年月日や資格取得年月日等により、入札参加申請日から遡って3ヶ月以上の雇用関係が継続していることを客観的に確認できるものに限る。</p> <p>（6）落札者は「労災保険加入確認書」及び「建設業退職金掛金収納書」を提出すること。</p> <p>（7）電子入札サービスにおける入札書等の提出の完了は、「入札書受理書」等が表示された時点とする。時間に余裕を持って提出すること。ただし、入札書提出後の辞退は認められないので注意すること。</p> <p>（8）本件は工事請負契約約款第26条第1項から第4項までに規定する全体スライド条項の適用対象工事であるため、条項の規定に従い契約金額の変更を請求することができる。</p> <p>（9）落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から契約を締結するまでに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。</p>
--	--

公告についての問い合わせ先

町田市財務部契約課工事契約係

電話：042（724）2110（直通） FAX：050-3085-6082

メールアドレス：e-cho_02@city.machida.tokyo.jp

※事業者の皆様へ 「適正な価格での応札について」

契約の履行における各種法令の遵守について、事業者の皆様におかれましては従来から十分留意しておられることと存じます。また、町田市契約約款にも法令の遵守は規定されているところです。

しかし、近年の厳しい経営環境の中で、ダンピング受注の激化が、賃金の低下や保険未加入を招き、これが原因となって、近年、若年入職者の減少が続いている等の問題が指摘されております。

つきましては、事業者の皆様には、労働基準法・最低賃金法等の従事者の雇用に関する各種法令の遵守を改めて徹底した上で、人件費等を適正に見積もった価格での応札をしていただき、下請契約につきましても、法定福利費相当額を適切に含んだ額による下請契約を締結するよう、よろしくお願いいたします。また、契約締結後は、安全管理等に十分にご留意いただき、適切な施工体制の下、よりよい公共施設整備にご協力いただきますよう、改めてお願いいたします。